

## 建築基準法の規定に基づく定期報告制度とは

建築物を適切に維持管理することは、建築物の耐久性や、使用者の安全安心において大変重要なことです。

そこで建築基準法では、一定規模以上の建築物や建築設備等の所有者は、一級建築士もしくは二級建築士または特定建築物調査員等に調査をさせて、その結果を知事に定期的に報告しなければならないと定められています。

### ■ 定期報告が必要な建築物

	用 途	供する階	供する面積	報告の時期
1	劇場、映画館または演芸場	・階数 $\geq 3$ ・地階 $> 100 \text{ m}^2$ ・主階が1階以外	$\geq 200 \text{ m}^2$	毎年 (4/1～6/30)
2	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂または集会場	・階数 $\geq 3$ ・地階 $> 100 \text{ m}^2$	$\geq 200 \text{ m}^2$	毎年 (10/1～12/31)
3	病院、診療所(有床に限る)、老人ホーム、児童福祉施設等、共同住宅及び寄宿舎 <sup>※1</sup>	・階数 $\geq 3$ ・地階 $> 100 \text{ m}^2$	$\geq 300 \text{ m}^2$	2年毎 <sup>※2</sup> (4/1～6/30)
4	旅館またはホテル	・階数 $\geq 3$ ・地階 $> 100 \text{ m}^2$	$\geq 300 \text{ m}^2$	毎年 (4/1～6/30)
5	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場	・階数 $\geq 3$	$\geq 2,000 \text{ m}^2$	2年毎 <sup>※2</sup> (10/1～12/31)
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗	・階数 $\geq 3$ ・地階 $> 100 \text{ m}^2$	$\geq 500 \text{ m}^2$	毎年 (10/1～12/31)

※1…サービス付き高齢者向け住宅または老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。

※2…令和では偶数の年

### ■ 定期報告が必要な建築設備等

	用 途	報告の時期
1	エレベーター <sup>※3</sup> 、エスカレーター <sup>※4</sup> 、小荷物専用昇降機 <sup>※5</sup>	毎年
2	定期報告が必要な建築物に設けた建築設備等のうち、次のもの。 ・機械換気設備または中央管理方式の空気調和設備 <sup>※6</sup> ・排煙設備 <sup>※7</sup> ・非常用の照明装置 <sup>※8</sup> ・防火設備 <sup>※9</sup>	定期報告が必要な建築物の表のうち ・1、3、4の建築物に設置されたもの ⇒毎年(4/1～6/30) ・2、5、6の建築物に設置されたもの ⇒毎年(10/1～12/31)
3	上記2以外で、次の用途の建築物 <sup>※10</sup> に設けた防火設備 <sup>※9</sup> ・病院、診療所 ・共同住宅、寄宿舎 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設	毎年

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム</li> <li>・母子保健施設</li> <li>・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> </ul>	
4	次の昇降機等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光用の乗用エレベーターまたはエスカレーター</li> <li>・遊戯施設(高架のものまたは原動機により回転運動をするもの)</li> </ul>	毎年

※3…労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものおよび籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※4…住宅もしくは共同住宅に設けられた1住戸専用のものを除く。

※5…昇降路の全ての出入り口の下端が当該出入り口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。

※6…法第28条第2項ただし書きおよび同条第3項に規定するもの。

※7…法第35条の規定により設けたもの(排煙機を設けるもの)。

※8…法第35条の規定により設けたもの。

※9…随時閉鎖または作動できるもので、防火ダンパーを除く。

※10…床面積の合計が200㎡超300㎡未満のものに限る。

## ■ 定期報告の提出書類

定期報告の種類	提出書類	提出部数
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期調査報告書(規則第36号の2様式)</li> <li>・調査結果表(H20国交省告示第282号別記様式)</li> <li>・A3版の調査結果図(H20国交省告示第282号別添1様式)</li> <li>・関係写真(H20国交省告示第282号別添2様式)</li> </ul>	2部 (正・副)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期調査報告概要書(規則第36号の3様式)</li> </ul>	1部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副本返却用封筒<sup>※11</sup>(返却先住所・氏名を記載し、所要の切手を貼付)</li> </ul>	1部
建築設備 (昇降機等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期検査報告書(規則第36号の6、8様式)</li> <li>・検査結果表(H20国交省告示第285号別記様式)</li> <li>・火気使用室以外の換気状況評価表(H20国交省告示第285号別表1)</li> <li>・火気使用室の換気状況評価表(H20国交省告示第285号別表2)</li> <li>・排煙風量測定記録表(H20国交省告示第285号別表3)</li> <li>・非常用の照明装置の照度測定表(H20国交省告示第285号別表4)</li> <li>・関係写真(H20国交省告示第285号別添様式)</li> </ul>	2部 (正・副)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期検査報告概要書(規則第36号の7、9様式)</li> </ul>	1部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副本返却用封筒<sup>※11</sup>(返却先住所・氏名を記載し、所要の切手を貼付)</li> </ul>	1部

※11…窓口で受け取る場合は提出する必要はありません。

## ■ 提出先と問合せ先

管轄する所在地	土木事務所名	土木事務所住所	連絡先
敦賀市、美浜町 若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 敦賀土木事務所 建築課	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-36	0770-22-5486

## ■ 定期報告書の様式は福井県ホームページでダウンロード可能です。

<http://www.pref.fukui.jp/doc/kenchikujuutakuka/teikihoukoku-seido.html>